

- 1 件 名 令和2年第2回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日 時 令和3年2月25日（木）14時00分～15時05分
- 3 場 所 古賀市役所第1庁舎第2委員会室
- 4 出席委員 三輪委員、小牧委員、近藤委員、井手上委員、上野委員
- 5 事務局 小山総務課長、総務課政策法務係（西村、山田、大砂、古田）、星野
介護支援課長、介護支援課包括支援センター係（吉武）
- 6 傍聴者 なし
- 7 内 容 諮問「古賀市地域包括支援センター業務委託に係る個人情報の提供について」

8 会議概要

（総務課長） 挨拶

（事務局） 今回の会議の成立について説明いたします。

古賀市情報公開個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定による会議成立要件の委員の過半数の出席がありますので、当会議は成立しております。

（会長） この会議に先立ちまして、この会議を、古賀市情報公開条例第23条に基づき、公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。それでは、本会議につきましては公開とさせていただきます。

今回の諮問につきましては、条例第8条第1項第6号に基づくものであり、具体的には、実施しようとしている事業がオンライン結合に該当するか、この事業が公益上特に必要があると認められるか、個人情報保護のために必要な措置が講じられていると認められるか、この3点についての諮問となります。

それでは諮問第1号の説明を事務局からお願いします。

（介護支援課長） 挨拶

（事務局） 個人情報取扱事務である、古賀市地域包括支援センター業務の目的について説明いたします。

古賀市地域包括支援センターは、総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務等により、高齢者が安心して生活できるよう支援を行っているセンターです。現在は、市の直営として、サンコスモ古賀の中に1か所で運営をしております。今後増加する高齢者に対して、より地域で身近な、きめ細やかな支援を行うことを目的として、令和3年4月1日から、市内の中学校校区毎に地域包括支援センターを増設いたします。

増設するセンターの運営については、公募によるプロポーザル審査を行い、医療法人又は社会福祉法人を選定し、委託による運営体制となります。個人情報の提供が必要な業務は、介護予防ケアマネジメント業務です。これは、地域包括支援センターが担当する介護保険における予防給付及び総合事業の対象となる要支援者が介護サービス等を利用することができるよう、介護予防サービ

ス計画、ケアプランを作成し、適正なサービス利用につなげるための業務です。利用者の住民基本情報及び介護保険認定情報を提供することで、迅速な支援を行うことができると考えます。

個人情報の対象者の範囲は、65歳以上高齢者となります。ただし、各委託型地域包括支援センターは、担当圏域以外の住民情報を閲覧することができない制限を加えることとしております。提供する個人情報の内容は、市の住民基本台帳に記載された、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、転入、転出、死亡情報です。また、介護保険に関する情報は、介護保険認定情報となります。

提供先は、第1地域包括支援センターの受託法人である医療法人聖恵会、第2地域包括支援センターの受託法人である社会福祉法人古賀市社会福祉協議会、第3地域包括支援センターの受託法人である社会福祉法人レーブ福岡です。

センターの設置場所は、第1地域包括支援センターは古賀市鹿部482番地福岡聖恵病院内に、第2地域包括支援センターは古賀市千鳥3丁目3番1号社会福祉センター千鳥苑内に、第3地域包括支援センターは古賀市青柳町215番地の1の2号賃貸住宅内です。

提供方法は、別紙2「古賀市地域包括支援システム委託先事業所増設に関して」の資料で説明いたします。

まず別紙1「地域包括ケアシステムの構築及び推進」について説明いたします。包括支援システムのサーバーは、令和3年4月以降も基幹型地域包括支援センター（A）として、委託型地域包括支援センターを後方支援する役割として、サンコスモ古賀に設置します。準備している包括システム連携用端末に住基情報、介護保険情報を取り込むことにより、3つの委託型地域包括支援センター（B）に自動的に更新される仕組みとなっております。この更新は、AからBへの一方通行での更新で、Bからの介護保険情報の更新はできません。

3つの委託型地域包括支援センターに情報を渡す事前の作業として、市役所回線端末から基幹型地域包括支援センターの包括システムへの連携については、USBでのやりとりとなります。市役所回線端末から住民基本台帳、介護認定情報を抽出し、USBに移します。そのUSBを、連携用端末に接続し取り込み処理を行います。

この時点で、年齢制限を設けることが可能です。介護保険制度の被保険者である40歳以上の人しか取り込まない等の設定が可能となっています。

データの取り込みを行ったら、各委託型地域包括支援センターに情報が自動で更新されます。これは、AからBの、一方通行であり、逆の更新はできないようになっています。また、各委託型地域包括支援センターでは、システムに

て様々な制限を行います。

制限の一つ目として、利用グループの設定をいたします。各委託型地域包括支援センターは、どの利用者でも閲覧できないように、データを取り込む際に住民基本台帳の担当地域情報を読み込み、担当地域区分に割当てを行います。担当地域以外の利用者情報は閲覧できない仕組みとなります。例えば、第1包括支援センターが得る情報は、地域外である第2包括支援センターでは閲覧できない設定をします。端末で取り込みを行う際に、システムが自動的に、利用者情報から担当地域包括支援センターの割当てを行うことによるものです。

制限の二つ目として、システムメニューの設定です。地域包括支援センターのセンター長である管理者がログインした場合と、職員がログインした場合の利用者情報の取扱いについて制限を設けることが可能です。管理者は、より多くの権限を持つことができます。

操作を必要とする対象職員を設定することで、不要な個人情報の漏えいを防ぐことができます。

委託型地域包括支援センターとのセキュリティの担保については、1. V P N閉域網ネットワークサービスを採用していることです。市役所内ネットワークと物理的に遮断し、委託先地域包括支援センターとN T T西日本が提供する、このフレッツV P Nワイドサービスを利用してシステムを運用することで、外部からの進入を遮断したネットワーク運用を行います。2. I D及びパスワード認証として、二重のI Dパスワード承認を施すことで、セキュリティを強化いたします。3. リモートデスクトップ接続、4. システム内権限管理、5. 操作履歴情報の管理を行います。リモートデスクトップ方式の説明は資料のとおりです。

次に地域包括支援センターシステムの導入会社であります株式会社パシフィックシステムによるセキュリティ対策に関する基本姿勢については、資料のとおりです。システムの担当会社としての信頼性は高いものであると考えております。株式会社パシフィックシステムは、今年度当初に地域包括支援システムを新たに導入する際に、公募によるプロポーザル審査時点で、令和3年4月からの委託型地域包括支援センターへの情報連携に伴う個人情報保護に関する提案を求めており、他社と比較して、株式会社パシフィックシステムの提案が高く評価をされ、選考に至った経緯があることから、今回の委託先として、地域包括支援センターとの個人情報保護の連携について問題なく対応可能と考えております。

以上のことから、市としましては、今回実施を予定している連携について、連携用端末を経ることで、3か所の委託型地域包括支援センターへの情報は自動更新をされますが、市の基幹型地域包括支援センター側からの必要な情報を

取捨選択し、送信している状態であること等を勘案し、オンライン結合には該当しない、公益上特に必要があると認められる、個人情報保護のために必要な措置が講じられていると考えておりますが、その判断でよろしいか、審議会の御意見をいただきたいと存じます。

(会長) まず確認をさせてください。地域包括支援センターについて厚生労働省が2025年をめどに整備を進めていますが、行政の負担を抑制することを踏まえて、委託型センターを導入する。厚労省としては、高齢者約6,000人につき1件という基準で設置を進めているということですか。古賀市は高齢者が約17,000人ですので3件のセンターが今回作られるとのことによろしいですか。

(事務局) 古賀市においては地域包括支援センターを設置しておりますが、これは全国どの市町村も介護保険法に基づいて設置をしております。ただ、設置の仕方が直営であったり、委託であったりというのは市町村の判断によりまして、これまで直営で行ってまいりましたが、2025年問題と言われる超高齢化社会を目の前にして、古賀市では現在1か所で行っている直営のセンターを、新たに3か所増やすという形を来年度から取りたいということです。これは国からの要請ではなく、古賀市が選択をして広げていきたいということでございます。

(会長) それでは、委員の皆様には御意見をお願いいたします。

(委員) 取り込みの際に40歳以上等の制限をかけるという話でしたけれども、これ対象は65歳以上の高齢者ということで、それはどの段階で制限をかけられるのですか。要するに、Bのところへ送信される情報が65歳以上なのか、Bのところで見れるのが65歳以上なのかを確認したいです。

また、委託先事業所増設に関しての資料の5ページで、職員Aでログインした場合のメニュー画面がありますが、これ見るとほとんど見れるものがないんですよ。職員はどういった権限というか、どのあたりまで見れるのか、管理者とどういう区分けがされてるのかももう少し具体的にお尋ねしたいのと、管理者以外の者が見れる状況をつくるのかどうかお尋ねしたいです。

(事務局) 一点目のご質問ですが、40歳以上の方しか取り込まないという設定が可能ですというところですが、これはAからBに自動更新をする際に、65歳以上の人が見れるというところで、年齢の制限を設定しようと考えています。

二点目のご質問ですが、管理者でログインしたときには、総合情報照会、いわゆる介護予防ケアマネジメント以外の情報も、確認ができます。職員でログインしたときは、介護予防ケアマネジメントに携わる職員を想定していますので、介護予防ケアマネジメントに関する利用者情報、ケアプラン等が見れると

ということで、区分けを考えております。

地域包括支援センターのシステムとしては、総合相談、権利擁護等いわゆる包括支援センターの運営に関するシステム全般が委託先でも操作ができるようになります。総合相談、権利擁護は、職員がアクセスして情報を蓄積していくという形になりますので、それらの情報について、管理者は権限を持って見れるという形になります。

(委員) 追加資料でいただいた資料のオンライン結合の件ですが、そもそも条例をかなり狭く解釈しないと、該当しないとの結論に至らないと考えています。手引きにも書いてあるとおり、大量かつ瞬時に情報を入手されるかどうかという点をメインに考えないといけないので、仮に、サーバーから切り離して、端末に情報を移して、それで送信すればいいというような発想ではなく、あくまで、大量の情報が入手されるかどうかの問題だと考えます。閲覧する側から、情報が更新されないとか、侵入されないという理由で、オンライン結合には当たらないと言い切っているのか。このような考えだと、直接、市役所のサーバーに連結しない限り、オンライン結合には当たらないという解釈にしかとれないので、このような解釈は疑問に感じます。

また、この委託先事業所増設に関しての資料を拝見していて、気になったのが、市役所のサーバーから、包括支援センターの連携をパソコンに移すUSBの取扱いです。この作業は誰が行って、誰がどのように管理して、そのデータを消去するのかそのまま放っておくのか、USBの管理がきちんとされるのか。この管理に関して何らかの手引かシステムを作ってきちんと管理者が管理するようにしておくことも必要です。

(事務局) USBについては、4月以降は基幹型包括支援センターのセンター長が管理をするというところで考えております。今現在も、このような形で、私がセンター長という役割でおりますので、私が作業し、USBを保管している状況をそのまま4月以降も継続したいと考えております。

(委員) 委託先の事業所で、セキュリティに関する規程というのはどのようにされているのですか。

(事務局) 委託先の包括支援センターに設定していただくシステムは、専用端末を利用していただきます。他のインターネット回線を繋がないという形になっております。

(会長) オンライン結合に当たる当たらないかの解釈についての回答はいかがですか。

(事務局) オンライン結合に、どの範囲のものが当たるのかという判断ですが、本市の条例からすると、随時入手可能状態にする方法によりというところの解釈としていかがなものかということで、平成29年度第2回審議会のときに、

審議会の意見をいただいているものに基づいて、もちろん色々な考え方があるかと思いますが、当市としてはこのような事例はオンライン結合には当たらないけれども、セキュリティの問題というのは別の問題なので、そのセキュリティについては必ずしっかりしておく必要があるという答申をいただいたと理解して、今回の件もそれに基づいた解釈です。

(委員) 私としましては、条例上は全く問題ないと思っております、今回の諮問が3点ですけど、まず1点目がオンライン結合に当たるか否か、これによって、条例の第8条の話なのか第9条の話なのか分かれてくると思うのですが、第9条のオンライン結合の定義は、追加でいただいた資料でもまとめてあるとおり、入出力装置の接続により、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手しうる状態にする方法なのかというところで、随時入手しうる状態とはっきり文言でも書かれてる以上は、そうでなければ、この結論でないと結論づけざるを得ません。

第8条の話となると第6号の個人情報を利用することに公益上特に必要があると認めるかというところの話になりますが、事務局の説明の地域包括ケアシステムの事業内容からして、当然認められるだろうと思われます。高齢者の介護予防ケアマネジメントの観点から、個人情報を提供することは十分公益にかなう話だと思いますので、全く問題ないと思います。

ただ、条例第8条第1項第6号の検討においてセキュリティの問題が考慮されているということに少し疑問があります。第6号の要件はあくまでも個人情報を利用することに公益上必要があるかどうかの話であって、セキュリティの問題はあくまでもここにおいて考慮要素には入ってこないかなと思います。しかし、オンライン結合でないからといって個人情報が実際に利用されるということは当然注意が必要です、個人情報保護のために必要な措置が講じられているかどうか今回諮問いただいておりますが、個人情報を提供したら、受け取った側の事業者のほうで当然個人情報を適正扱う義務が発生するので基本的には事業者側の問題となるのかと思います。

事業者に対して求められる個人情報保護の水準は十分満たしていると思われるので、全く問題ないかなと思います。

(委員) 支援センターで活動いただくところの委託先に関してかなり色々な義務を課してるとは思いますが、差し支えなければその義務で主なものを、お聞かせください。

(事務局) センターの運営については、3法人に向けて仕様書を準備していただいている中で、セキュリティに関すること、相談室及び事務室の設置に関することに規定を設けております。相談室については、他者に情報が漏れることがないように、しっかりパーテーションの設置をすること、個人情報のファイル

については、施錠ができる保管庫を用意してセキュリティを確保すること、また専用のパソコンを設置して、インターネットとは別の回線を使って包括支援システムを使うこと等が主なところです。

事業所の運営については、実地指導等も行い、しっかり目が行き届くような形で、適切な運営がなされているかということを管理監督して、セキュリティや個人情報保護について、指導及び支援をしていきたいと考えております。

(委員) オンライン結合とは違うので、別の話になるのですが、例えば有事の際、介護の情報はリアルタイムにその必要性が生じると思いますが、そのようなときの情報の扱い等想定して契約はされるのですか。今回の審議会の審議の対象外のことであります。

(事務局) 契約は令和3年4月1日でございますが、有事の際は市役所の業務についても同じことかと思えます。個人情報等についてはしっかり管理の上、パソコン、インターネットが使えなくても、しっかり、反対にそういうときこそ動かなければならないのが業務だと思っておりますので、バックアップデータできちんと管理していきたいと考えております。

(委員) 資料2ページで、市長部局から保健福祉部局への個人情報の利用と、保健福祉部から3つの地域包括支援センターへの個人情報の提供。それらのセキュリティの趣旨をもう一度お願いします。

(事務局) 委託型地域包括支援センターとのセキュリティの担保は、6ページのVPNの採用というところです。市役所内のネットワークと遮断をするということ、NTT西日本によるフレッツVPNによってしっかりセキュリティは担保されると思えます。これを使うことによって外部からの侵入を遮断することができますので、基幹型包括支援センターと、3か所のセンターとはこの専用のものを使って連携をするということになります。

(会長) ここまで皆様のご意見をお伺いしましたが、諮問されている3点、オンライン結合に該当するか、公益上特に必要があると認められるか及び個人情報保護のために必要な措置が講じられていると認められるかについて、基本的に皆さま同意されているようですが。

ただ今回も附帯条件を付けて答申したいと思うのですが、その点についてご意見ありますか。

(委員) 一旦大量の個人情報を委託先へ出してしまうと、相手は委託先だけではなく、委託先に勤めてる職員等その他色々な方がその大量の個人情報にアクセスする可能性があると思っております。例えば、資料5ページのところでログインの際、ある程度ブロックはしていますが、どれだけIDとパスワードで、その防御ができるのか。IDとパスワードの管理が不十分だと、容易に誰でも、大量の個人情報を閲覧できる状態になってしまいます。委託先に関してはかなり

厳しい義務を課して、例えば、1年や2年おきにセキュリティの現状を報告させる等意識付けはきちんとしていただくよう対応が必要だと感じます。

(事務局) 4月1日付けで委託をする上で、当然個人情報についての秘義務があるということをしかりしながら、ご指摘がありましたように、契約した後についても、私どもとしても十分個人情報の流出が当然ないように、ご指導させていただきたいと思います。

(会長) 委員の皆様から出されたご意見を踏まえ、今回の諮問書に書かれた内容につきましては、委員の皆様の賛成をいただいたということでよろしいですか。また、セキュリティ、及び、委託先への情報流出に対しての万全の指導を図ってもらうということで結論とさせていただきたいと思います。